

(別紙1)

特別融資制度推進会議の審査の考え方

1 第4の1の(1)のア、エ、(2)、(3)及び(4)のイに定める融資制度

- (1) 市町村の基本構想（目標所得・目標労働時間）と、借入希望者の農業経営改善計画又は青年等就農計画が経営改善資金計画と整合性がとれているか
- (2) 借入希望案件が農業経営改善計画又は青年等就農計画に計画されているものであるか
- (3) 借入希望者が資金の借入資格を有するか
- (4) 経営改善資金計画の内容について
 - ア これまでの経営状況はどうなっているのか
 - ・ 経営者の能力（技術レベル、経営マインド、生産物の単収・品質、生産コスト、資産、研修実績等）はどの程度か
 - ・ 経営力を背景とした収支実績、財務内容、資金繰りはどうか（家族経営の場合、家計も含めて分析）
 - ・ 既借入金の償還は確実に行われているか
 - ・ 経営上の問題点は何か
 - イ 経営改善のための計画は適切であり、実行可能か
 - ・ 経営者の能力（現在の技術レベル、経営マインド等）からみて達成できるか
 - ・ 計画の内容が過大投資になっていないか
 - ウ 収益はどうなるか。融資返済は可能か
 - ・ 収益見通しの算出基礎となっている単収、単価等は無理のないものか
 - ・ 償還見通しはあるか（既借入金がある場合には、それを含めて償還の可能性を判断）
 - ・ 農業共済や収入保険に加入するなど、当該作目が被災したり、需給・価格動向がある程度変動しても償還可能となるよう検討されているか
- (5) 環境保全施策と整合性があり、公害防止措置をとっているか
- (6) その他行政施策との整合性がとれているか
- (7) 利子補給等の有無について（行政機関及び(公財)農林水産長期金融協会が意見を述べること）
- (8) 債務保証について、無担保無保証人が可能なのか、担保物件等を徴求するのか（融資機関及び基金協会が意見を述べること）
- (9) 経営改善資金計画と農業経営改善計画との整合性があり、計画達成の確実性があるか

2 第4の1の(1)のイ、ウ及び(4)のアの融資制度

- (1) 1の(3)から(8)までに準ずること

3 第4の1の(5)の融資制度

アグリビジネス強化計画（アグリビジネスの強化を推進するための金融措置について（平成18年3月31日付け17経営第7210号農林水産事務次官依命通知。以下「アグリビジネスの強化を推進するための金融措置」という。）第3に定める計画をいう。）が次の要件の全てに適合するかどうか

- (1) アグリビジネス法人の主たる取扱品目について、アグリビジネスの強化を推進するための金融措置第3の1の(1)又は(2)に掲げる認定農業者が生産するものが過半を占めていること。
- (2) アグリビジネス法人の事業により、同金融措置第3の1の(1)又は(2)に掲げる認定農業者からの仕入量若しくは仕入額が5年間で概ね20%以上増加すること又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額とする。）が5年間で概ね15%以上増加すること。
- (3) 1の(3)から(8)までに準ずること。